

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、曾於市契約規則（平成17年曾於市規則第43号）第 2 条の規定により公告する。

令和8年9月15日

曾於市長 竹田 正博

記
発注表

工 事 番 号	第 8-45 号					
工 事 名	土8過疎対策事業 蔵之町・五位塚線改良舗装工事					
工 事 場 所	曾於市末吉町深川地内		管 轄 支 所	本庁		
発 注 工 事 種 別	土木一式		発 注 担 当 課	土木課		
工 事 概 要	施工延長 L=74m W=5m アスファルト舗装工(t=5cm) A=140㎡ L型擁壁(車両用防護柵基礎一体型)H=1.25m L=12m 落蓋側溝500型(縦断用) L=34m		工期	令和9年3月15日限り		
予 定 価 格 (税 抜 き)	13,064,000円		最低制限 価格の有無	有・無	低入札調査基準 価格の有無	有・無
入 札 方 法	郵便入札／ <u>電子入札</u>		工事費内訳書の 要・不要		<u>要</u> ・ 不要	
発 注 区 分 ・ 条 件	以下の条件を満たしていること。 (1) 令和8年度の曾於市入札参加資格申請が受理されていること。 (2) 土木一式工事において、有効な経営事項審査結果通知書を有していること。 (3) 令和8年度曾於市建設工事評点「土木一式」が1050点以上であること。					
入 札 保 証 金	有 <u>無</u>	契 約 保 証 金	<u>有</u> 無	前 金 払 の 適 用	<u>有</u> 無	
設計図書等の閲覧	閲覧期間;令和8年9月15日 8時30分から 令和8年10月7日 17時00分まで 場所;電子入札システム、市ホームページ及び掲示板					
入札参加申込期限	令和8年9月29日 12時00分まで					
入 札 参 加 申 込 先	かごしま県市町村電子入札システムによること ※(紙入札参加承認申請の場合、曾於市役所財政課 FAX 0986-76-8821)					
入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 日	令和8年9月30日		入 札 立 会 者 通 知 日	令和8年9月30日		
現場説明会開催日時	実施しない		質 問 等 受 付 期 限	令和8年10月1日		
質問等回答期限	令和8年10月2日		質 問 等 回 答 方 法	F A Xによる		
入 札 期 間	令和8年10月5日 8:30 ～ 令和8年10月7日 17:00 まで (紙入札者の場合、一般書留又は簡易書留で郵送すること。)					
入 札 書 送 付 先	かごしま県市町村電子入札システムによること (※紙入札者の場合) 〒899-8699 末吉郵便局留(〒899-8692鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地 曾於市長 竹田正博 宛)					
開 札 日 時	令和8年10月8日 9時30分					
開 札 場 所	曾於市役所 本庁 本館(2階)会議室					

参 加 資 格 に 関 する 事 項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、曾於市指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱（平成17年曾於市告示第82号）第8条の規定による建設業者等有資格業者名簿に登録されていること。 (3) 建設業法第28条第3項に規定する営業停止期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。 (5) 対象工事等において、現場代理人、主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、曾於市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年曾於市告示第84号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (9) 前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反していないこと。
入 札 の 無 効 に 関 する 事 項	(1) 入札に参加する資格がない者が入札をしたとき。 (2) 入札参加申込書を提出していない者が入札をしたとき。 (3) 指定された方法以外の方法で入札書を送付したとき。 (4) 指定の日時までに入札書の提出がなかったとき。 (5) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が添付されていないとき。 (6) 紙入札参加者が、電子入札による入札書を提出した場合、又は紙入札による入札書及び電子入札による入札書の両方を提出した場合 (7) 紙入札参加者が指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。 (8) 紙入札参加の場合、郵送された封筒に指定された事項が記載されていないとき。 (9) 紙入札参加の場合、郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。 (10) 紙入札参加の場合、入札書に記名押印がないとき。 (11) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したとき。
注 意 事 項	(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。 (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書は、必ず入札書に添付すること。 (3) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日から連続して3か月以上の雇用関係にあること。 (4) 入札参加申込期限までにICカードの利用者登録をしていない場合は、入札参加申込期限までに紙入札参加承認申請書及び入札参加申込書の両方を提出すること。 (5) 電子入札システムにより入札参加申込をした者で、やむを得ない理由で紙入札により入札に参加したい場合は、入札書提出期限日の前日までに紙入札参加承認申請書を提出し、承認を得ること。 (6) 入札を紙入札により提出する際の手続については、曾於市郵便等入札実施要綱によるものとし、入札日の前日までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により送付すること。 (7) その他、かごしま県市町村電子入札システム利用者規約による。
そ の 他 必 要 事 項	